

令和 7 年度第 1 回愛西市行政不服審査会 次第

日時：令和 7 年 6 月 2 4 日（火）

午後 2 時から

場所：愛西市役所 北館 2 階

会議室 2－1

1 開会

2 議事

（1） 会長の互選について

（2） 会長の職務代理者の指名について

（3） 行政不服審査制度の概要について

（4） その他

3 閉会

愛西市行政不服審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	任期	備 考
あさい さちこ 浅井 佐智子	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで	司法書士、行政書士
あさい ひろひさ 浅井 裕久	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで	元地方公務員（一般職） H24. 6. 7～ 愛西市固定資産評価審査委員会委員 H28. 6. 1～ 愛西市行政不服審査会委員
あだち きよし 安達 清	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで	H25. 6. 17～ 愛西市固定資産評価審査委員会委員 H28. 6. 1～ 愛西市行政不服審査会委員
いいだ としひろ 飯田 十志博	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで	元地方公務員（一般職） H26. 4. 1～ 愛西市情報公開審査会委員 H28. 6. 1～ 愛西市行政不服審査会委員
すぎた かつひこ 杵田 勝彦	令和7年6月1日から 令和10年5月31日まで	弁護士 H25. 8. 21～ 愛西市情報公開審査会委員 H28. 6. 1～ 愛西市行政不服審査会委員

1. 行政上の不服申立制度の概要 ～不服申立ての類型～

- 行政上の不服申立ては**審査請求が原則**（異議申立てはH26改正で廃止）、**個別法で定めがある場合には、再調査の請求や再審査請求も可能**。
- 行政上の不服申立てを行うことなく、訴訟を提起することもできる「**自由選択主義**」を原則とする。

<行政上の不服申立ての類型>

- **審査請求**（法第2, 3条）（原則）
 - 処分庁の処分（または不作為）について、審査庁による判断を求める
- **再調査の請求**（法第5条）
 - 処分庁自身によって事実関係の調査を再度行い、処分を見直しを求める
 - 個別法で特に定めがある場合のみ認められる
- **再審査請求**（法第6条）
 - 審査請求の結果（裁決）に対して、さらにもう一段階の不服を申し立てる
 - 個別法で特に定めがある場合のみ認められる

<自由選択主義>

審査請求と訴訟／審査請求と再調査の請求／再審査請求と訴訟 等、複数の不服申立てが可能な場合、どの手段をとるか、申立人が自由に選択することができること。

→ 個別法の定めにより、**審査請求に対する裁決を得た後でなければ訴訟を提起できないとする「不服申立前置」**を採用している場合もある。

1. 行政上の不服申立制度の概要 ～不服申立ての対象～

- 行政不服審査法では、「行政庁」の「処分」または「不作為」について、審査請求ができると定められている。
- 原則行政庁のすべての処分・不作為について、審査請求できる「一般概括主義」を採用

<解説>

- 「行政庁」とは、処分権限を有する者であり、一般的には国や地方公共団体の機関が該当。

→ 個別の法令や条例等により処分権限が与えられている場合には、
独立行政法人並びに特殊法人及び指定法人等の民間の法人も行政庁になり得る。

- 「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（＝行政手続法第2条第2号 等）

例：申請に対する処分としての許可、認可、特許、不利益処分としての命令、禁止

→ 一般的には、

「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利利益を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など、人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」

と解されており、具体的には、行政庁が当該行為を行った根拠法令・条例に照らして判断する。

- 「不作為」とは、「法令に基づく申請に対して何らの処分もしないこと」（法第3条）

→ 当該申請から相当な期間が経過したにも関わらず、行政庁の不作為がある場合に
審査請求ができる

（一般概括主義）

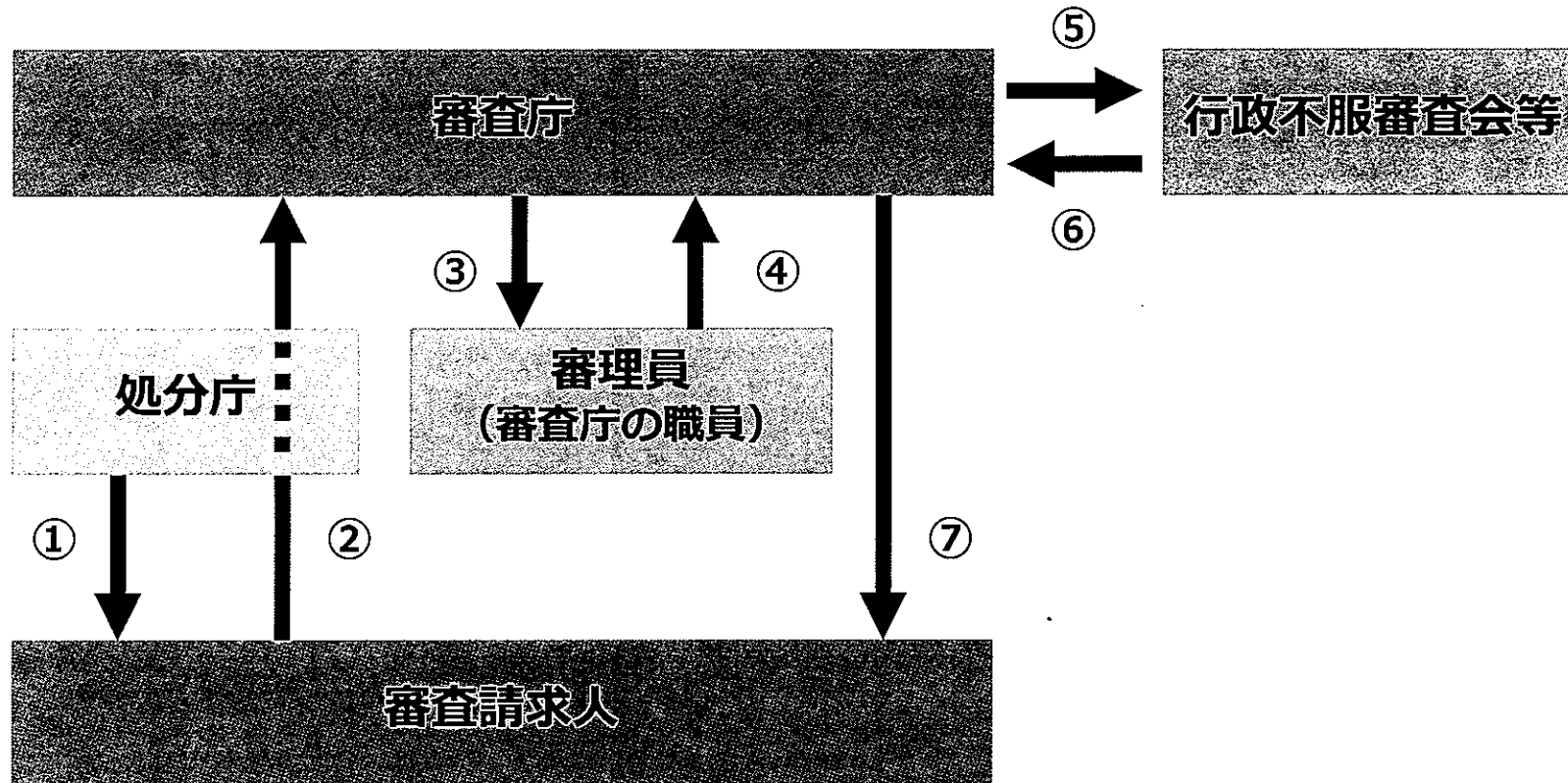
- 個別法において、「～の処分については審査請求できない」と定められている場合を除き、行政庁のすべての処分・不作為について審査請求ができる

※ 行政庁の行為が、処分又は不作為に該当することが前提。

仮に、処分又は不作為に当たらない行為について審査請求等が行われた場合には不適法となる。

2. 審査請求の一般的な流れ

行政不服審査法に基づく審査請求の一般的な流れ



① 処分

② 審査請求
(処分庁を経由することも可)

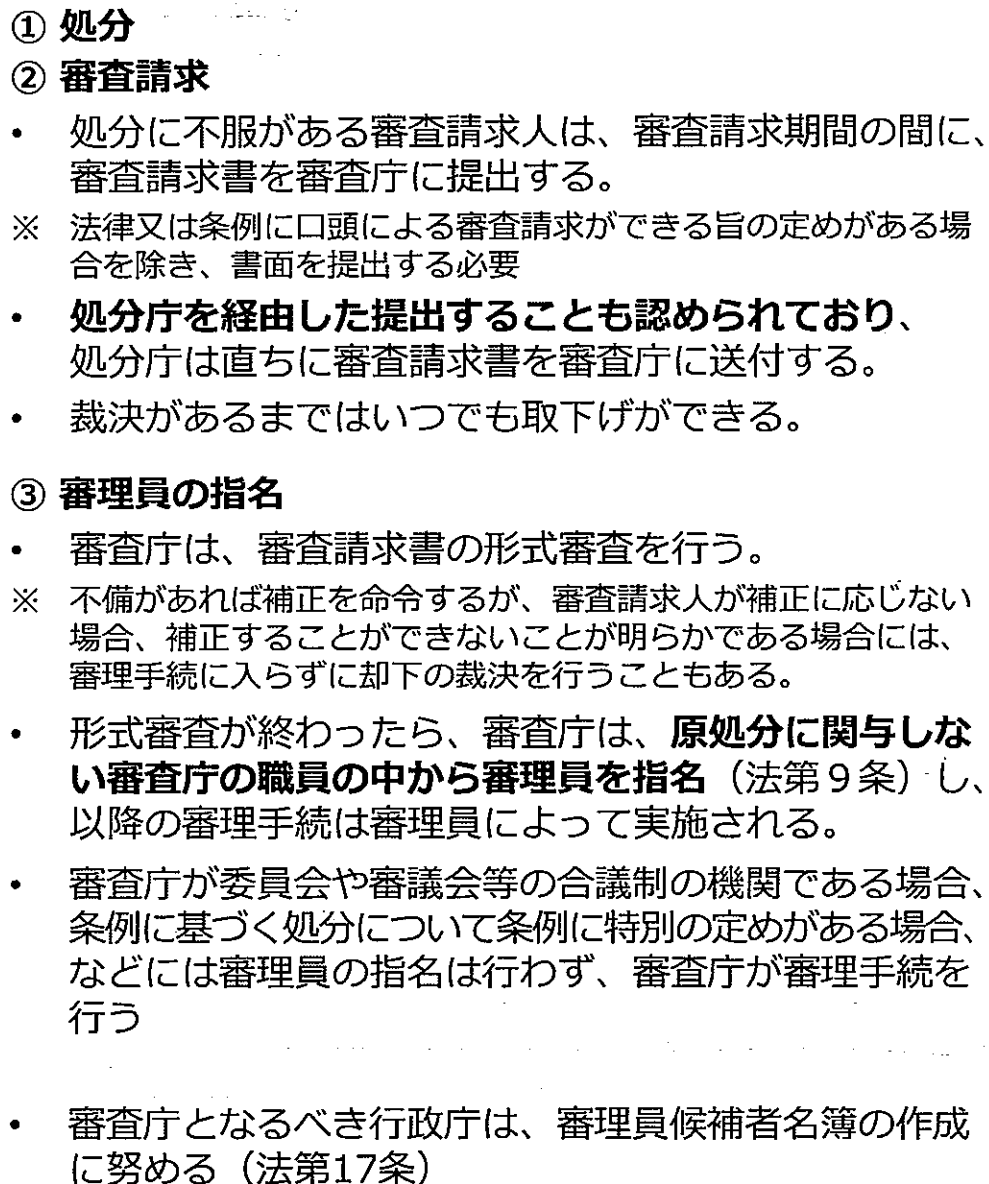
③ 審理員の指名

④ 審理手続／審理員意見書の作成

⑤ 行政不服審査会等への諮問

⑥ 審査会による調査審議／答申

⑦ 裁決



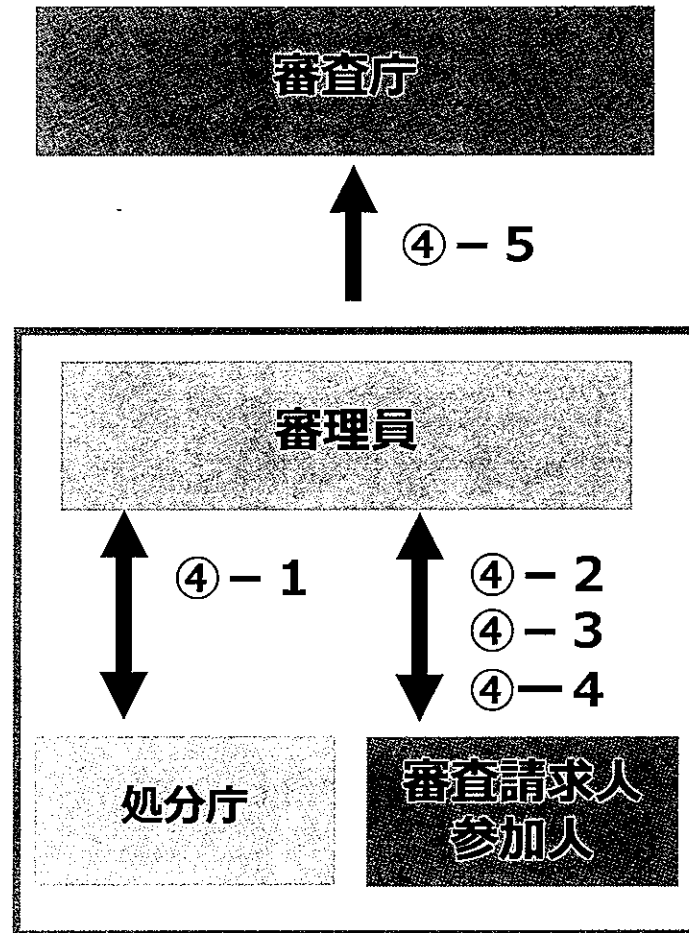
② 審査請求

- ・ 処分に不服がある審査請求人は、審査請求期間の間に、審査請求書を審査庁に提出する。
- ※ 法律又は条例に口頭による審査請求ができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出する必要
- ・ **処分庁を経由した提出することも認められており、**
処分庁は直ちに審査請求書を審査庁に送付する。
- ・ 裁決があるまではいつでも取下げができる。

③ 審理員の指名

- ・ 審査庁は、審査請求書の形式審査を行う。
- ※ 不備があれば補正を命令するが、審査請求人が補正に応じない場合、補正することができないことが明らかである場合には、審理手続に入らずに却下の裁決を行うこともある。
- ・ 形式審査が終わったら、審査庁は、**原処分に関与しない審査庁の職員の中から審理員を指名**（法第9条）し、以降の審理手続は審理員によって実施される。
- ・ 審査庁が委員会や審議会等の合議制の機関である場合、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、などには審理員の指名は行わず、審査庁が審理手続を行う
- ・ 審査庁となるべき行政庁は、審理員候補者名簿の作成に努める（法第17条）

2. 審査請求の一般的な流れ（④審査手続／審理員意見書の作成）



④-1 弁明書の提出

④-2 反論書・意見書の提出

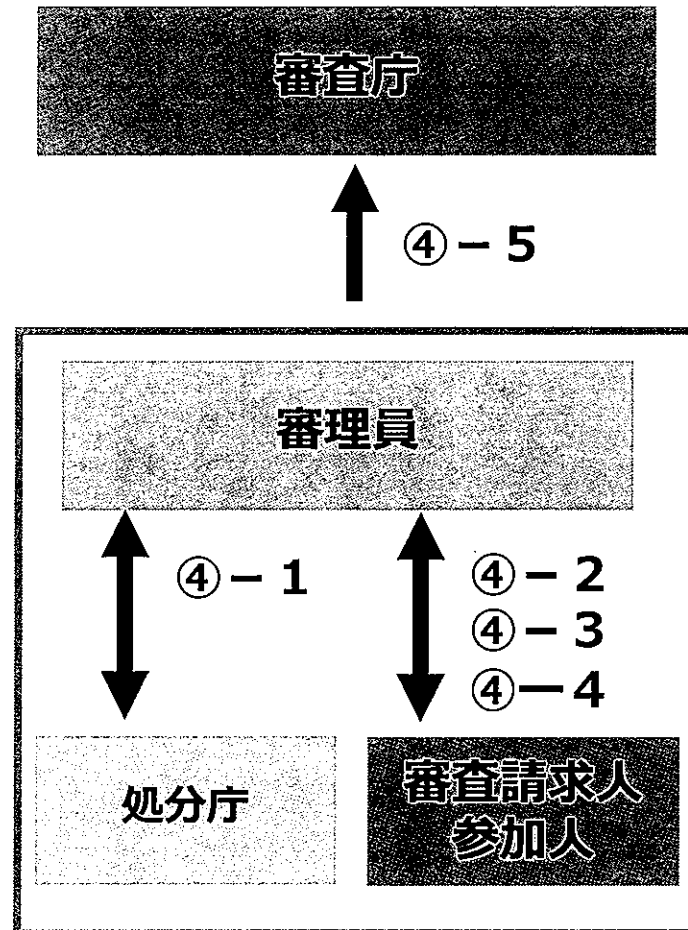
- ・ 審理員の審理手続は書面審理を原則とする。
- ・ 審理員は、処分庁に審査請求書の写しを送付し、処分についての「弁明書」の提出を求める（法第29条）。
- ・ 審理員は「弁明書」を審査請求人及び参加人に送付する。これに対して審査請求人は「反論書」、参加人は「意見書」を提出することができる。

④-3 口頭意見陳述の申立

- ・ 原則書面で行う審理手続の例外として、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合、審理員は口頭意見陳述の機会を付与する必要がある（法第31条）。
- ・ 口頭意見陳述とは、**全ての審理関係人を招集**して争点に関係する内容について審理関係人に質問を行うもので、**審査請求人の権利**として認められている。

※ 遠隔地に居住する者がいるなど全ての審理関係人の招集が難しい場合には、ウェブ会議システムによって実施することも可能

2. 審査請求の一般的な流れ（④審査手続／審理員意見書の作成）つづき



④-4 書類・物件の閲覧／証拠書類等の提出

- 審査請求人及び参加人は、審理員に提出された書類又は物件の閲覧又は写しの交付を求めることができる（法第38条）。

※ 審理員は、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。」とされている。

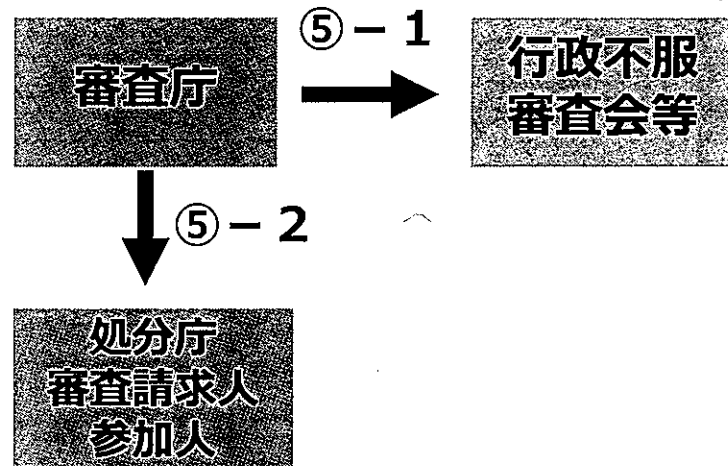
- 行政不服審査法では、証拠書類等の提出や参考人による陳述や鑑定など審理員が行うことができる調査についても定めており、審理員は、事案に応じて必要な調査を行う。

※ 審理員は、多くの手続を行う必要があることから、一人では対応が難しい場合、二人以上の審理員を指名することや、運用上、審理員を補助する職員を置くといった対応が考えられる。

④-5 審理員意見書の提出

- 審理員は、必要な審理を終えたと認めたときに審理手続を終結した上で、遅滞なく**審理員意見書**を作成し、**審査庁に提出する**（法第41条、第42条）。

2. 審査請求の一般的な流れ（⑤行政不服審査会等への諮問）



⑤-1 行政不服審査会等への諮問

- ・ 審理員から審理員意見書の提出を受けたら、**審査庁は、行政不服審査会等に諮問を行う**（法第43条柱書）。
- ・ 国の場合は、総務省に置かれる行政不服審査会、地方公共団体の場合は、条例で設置する行政不服審査会等に諮問することが原則
- ・ 個別法において、専門性の高い第三者機関に諮問を行うことを定めている場合もある。
- ・ 行政不服審査会等は、第三者の立場から審査庁が行おうとする裁決の妥当性をチェックする。
- ・ 法43条1項各号に該当する場合には諮問は不要。

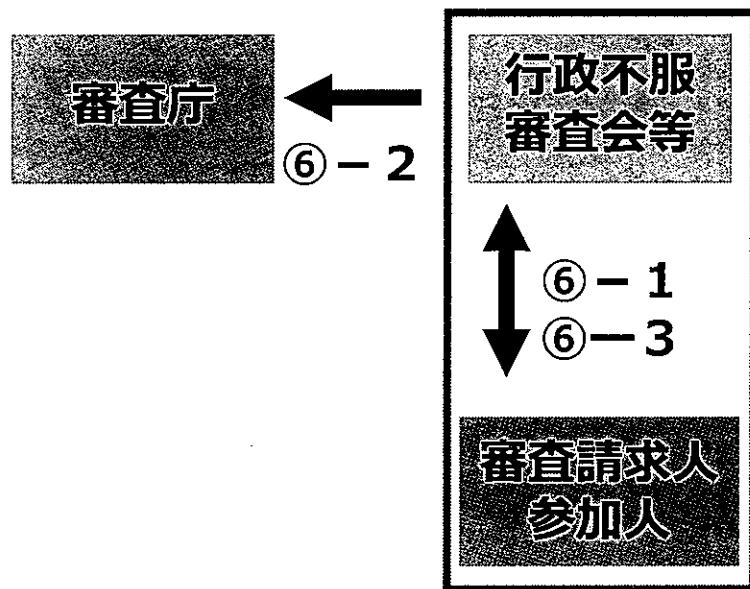
（参考）諮問が不要となる主な例

- i. 処分の前や裁決の前に審議会や議会の議を経て処分や裁決を行う場合（法43条1項1～3号）
- ii. 審査請求が不適法であり却下する場合（同項6号）
- iii. 審査請求を全部認容する場合（申請に対する処分の場合には、申請の全部を認容する場合に限る）（同項7～8号）

⑤-2 審理関係人への通知／審理員意見書の写しの送付

- ・ 諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁、審査請求人、参加人）に諮問した旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付する（法第43条第3項）。

2. 審査請求の一般的な流れ（⑥行政不服審査会等による調査審議／答申）



⑥-1 行政不服審査会等による調査審議

- ・ 審査庁からの諮問を受けた行政不服審査会等は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査請求についての審査庁の判断の妥当性について、調査審議を行う。
- ・ 調査審議は、審査庁から提出された書面をもとに行うことを原則とするが、審査会が必要と認める場合には、審査関係人に資料の提出を求めたり、意見の陳述を行わせたりできる。

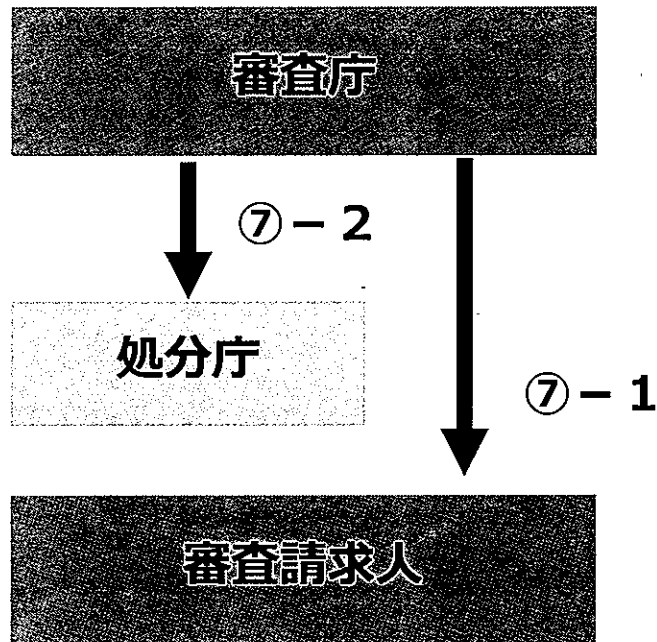
⑥-2 答申

⑥-3 答申書の写しの送付・公表

- ・ 調査審議を終えた審査会は、審査庁が行うべき裁決について答申を行う。
- ・ 審査会は、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表することが義務づけられている（法第79条）。

※ 総務省では、答申の公表を行うための「行政不服審査答申・裁決検索データベース」を提供

2. 審査請求の一般的な流れ (⑦裁決)



⑦-1 裁決

- 答申を受け取った審査庁は裁決を行う（法第50条）。
 - ※ 答申の結論は審査庁を法的に拘束しないが、異なる内容の裁決をする際は、裁決書において理由を明示することが義務付けられている。
- 裁決には、**却下**（審査請求が不適法）、**棄却**（審査請求自体は適法であるものの、処分に違法性・不当性がない）、**認容**（処分の違法性・妥当性を認定し、処分の一部又は全部の取り消す）がある。

⑦-2 処分の変更／一定の処分を命ずる旨の措置

- **認容裁決を行う場合**、審査庁が、処分庁の上級行政庁や処分庁と同一である場合には、処分の取消のみならず、処分庁に対して、処分の変更や、拒否した申請を認めるように命ずることも認められている（法第46、47条）。

<裁決の公表>

- 不服申立制度の運用状況について説明責任を果たすとともに、不服申立てをしようとする者の予見可能性を高める観点から、**裁決の内容やその他不服申立ての処理状況についての公表に努める**（法85条）。
 - 総務省では、裁決の公表を行うための「行政不服審査答申・裁決検索データベース」を提供
 - 処理状況の公表について、具体的には、処分（根拠法令）ごとの不服申立件数、処理件数、処理内容（認容、棄却等の別）、処理期間などの情報を公表を想定。